　エコマーク商品類型No.158「節水器具Version1」付属証明書

本付属証明書は、エコマーク商品類型No.158「節水器具Version1」のエコマーク使用申込を行う際に、「エコマーク商品認定・使用申込書」とともに提出して下さい。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込日： | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 申込商品名  （商品ブランド名） |  | | | | | | |
| 申込者（会社名） |  | | | | | | |

|  |
| --- |
| ＜付属証明書の作成方法＞  1. 申込製品に関する必要事項を「記入欄」に記載して下さい。  「記入欄」が網かけとなっている項目は記入不要です。  2. 「添付証明書」欄の各証明書を用意して下さい。各証明書は、本付属証明書と併せてエコマーク商品認定・使用申込時に提出して下さい。「添付証明書」が網かけとなっている項目および対象外と記載した項目は、添付証明書の提出は不要です。  3. 各証明書の作成は、原則、（記入表）を参照して下さい。  4. 「添付証明書」の発行者は「添付証明書の発行者」欄を確認して下さい。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄／添付資料　※該当する□にチェックを入れて下さい |
| エコマーク表示  （予定）について記載下さい  ※ 原則として、製品、カタログなどにエコマークを表示すること | 表示媒体  □ 製品 ／ □ 包装 ／　　□Web  □ 商品説明書（パンフレット・カタログ・リーフレット）  　　　 □ 取扱説明書 ／ その他 （ ） |
| エコマーク表示予定  設計図  ※ エコマークの表示方法はエコマーク使用の手引を参照下さい。  ※ 様式2の｢エコマーク表示見本｣の画像をご活用ください | □ これまで通りの表示を継続する  　⇒　現在の表示が確認できる写真やカタログをご提出ください。  □ 表示予定設計図のとおり表示する  　⇒　表示予定設計図をご提出ください（書式自由・原稿）。  148_消音ユニット_坊主  エコマーク認定番号または使用契約者名の表示（両方を表示することも可）  12345678（または○○株式会社） |
| 【表示無しの理由】：エコマークを表示しない（予定）場合 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 記入欄  ※ 該当する□にチェックを入れて下さい | 必要な添付証明書 | 添付証明書　の発行者 |
| 製品を開発した会社 | □他社／□自社  ※ 他社製品の場合は右記証明書をご提出下さい | 記入表0 | 申込承諾者 |
| 本商品類型で、既に認定を受けている商品を別ブランドとして申込む場合 | ブランド名以外の変更が　 □ある／□ない  ※ 変更がなければ、以下の項目の添付証明書は不要です | エコマーク商品認定審査結果通知書の写し |  |
| 既認定型式と本申込　　製品の型式との対応表 |
| その他変更点がある場合は、該当する認定基準に対する証明書 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入欄  ※ 該当する□にチェックを入れて下さい |
| 製品の種類 | □A．節水コマ　①呼び径13mmの水用単水栓に使用されるものである。  　（□はい　□いいえ）  ②弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマである。  　（□はい　□いいえ）  ③既存の水栓のコマとの取替が容易に行える。  　（□はい　□いいえ） |
| □B．定流量弁 ①使用用途  （□手洗用　□洗顔用　□食器洗浄用　□その他： ）  ②ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品を取り付けるだけで節水が図れる弁である。  （□はい　□いいえ） |
| □C．泡沫キャップ |
| □D．流量調整弁　①設置場所  （□洗面所　□台所・調理場　□シャワー　□その他：　　　　　　　　　）  ②止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁である。  （□はい　□いいえ） |
| □E．手元止水機構付シャワーヘッド |
| □F．小流量吐水機構付シャワーヘッド |

**「4．認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類**

**＜A．節水コマ＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の  発行者 |
| 4-1-1.  (1) | a) ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70％以下の吐水流量である。 | □　はい  　□　いいえ | 吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| b) ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70％以上の吐水流量である。 | □　はい  　□　いいえ | 吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| c) 節水器具の吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できる。 | □　はい  　□　いいえ  　□　対象外の製品 | 本事項が確認できる取扱説明書などの該当部分の写し | 申込者 |
| d) 電気を使用していない。 | □　はい  　□　いいえ |  |  |

**＜B．定流量弁＞**

| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の  発行者 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 4-1-1.  (1) | a) 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5～8L/分以下である。 | □　はい  　□　いいえ | 適正吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| b) 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されている。 | □　はい  　□　いいえ | 本事項が記載された取扱説明書などの該当部分の写し | 申込者 |
| c) 定流量弁1個は、水栓1個に対応している。 | □　はい  　□　いいえ | 本事項が確認できる取扱説明書などの該当部分の写し | 申込者 |
| d) 節水器具の吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できる。 | □　はい  　□　いいえ  　□　対象外の製品 | 本事項が確認できる取扱説明書などの該当部分の写し | 申込者 |
| e) 電気を使用していない。 | □　はい  　□　いいえ |  |  |

**＜C．泡沫キャップ＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の  発行者 |
| 4-1-1.  (1) | a) 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下である。 | □　はい  　□　いいえ | 吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| b) 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5L/分以上の吐水流量である。 | □　はい  　□　いいえ | 吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| c) 節水器具の吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できる。 | □　はい  　□　いいえ  　□　対象外の製品 | 本事項が確認できる取扱説明書などの該当部分の写し | 申込者 |
| d) 電気を使用していない。 | □　はい  　□　いいえ |  |  |

**＜D．流量調整弁＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の  発行者 |
| 4-1-1.  (1) | a) 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下である。 | □　はい  　□　いいえ | 吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| b) 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)開度全開において、器具設置場所での吐水流量が下記に示す数値以上である。   |  |  | | --- | --- | | 機器設置場所 | 吐水流量 | | 洗面所 | 5L/分 | | 台所・調理場 | 5L/分 | | シャワー | 8L/分 | | □　はい  　□　いいえ | 吐水流量の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| c) 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が取扱説明書などに明記されている。 | □　はい  　□　いいえ | 本事項が記載された取扱説明書などの該当部分の写し | 申込者 |
| d) 節水器具の吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できる。 | □　はい  　□　いいえ  　□　対象外の製品 | 本事項が確認できる取扱説明書などの該当部分の写し | 申込者 |
| e) 電気を使用していない。 | □　はい  　□　いいえ |  |  |

**＜E．手元止水機構付シャワーヘッド＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の  発行者 |
| 4-1-1.  (1) | a)　吐水切替機能、流量および温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサーなどのスイッチで吐水および止水操作ができる機能を有している。 | □　はい  　□　いいえ | 当該機構を有することを示す構造図など | 申込者または第三者試験機関など |
| b) 節水器具の吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できる。 | □　はい  　□　いいえ  　□　対象外の製品 | 本事項が確認できる取扱説明書などの該当部分の写し | 申込者 |
| c) 電気を使用していない。 | □　はい  　□　いいえ |  |  |

**＜F．小流量吐水機構付シャワーヘッド＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の  発行者 |
| 4-1-1.  (1) | a) JIS B 2061:2017の附属書D（規定）に定められた小流量吐水性能の試験方法で吐水力を測定し、その値が次の①または②のいずれか一つに適合している。   1. 流水中に空気を混入させる構造を持たないもの　：0.6 N以上 2. 流水中に空気を混入させる構造を持つもの　：0.55 N以上 | □　はい  　□　いいえ | 吐水力の基準に適合していることの試験結果 | 申込者または第三者試験機関など |
| b) 節水器具の吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できる。 | □　はい  　□　いいえ  　□　対象外の製品 | 本事項が確認できる取扱説明書などの該当部分の写し | 申込者 |
| c) 電気を使用していない。 | □　はい  　□　いいえ |  |  |

**＜共通**＞

| 項目 | 基準概要＆記入欄 | 適合/不適合 | 添付証明書 | 添付証明書の  発行者 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 4-1-1.  (2) | 製品は、使用後にリサイクルしやすいように設計上の工夫がなされている(例：材質表示、素材の単一化、異なる材料部品ごとに分解が容易であることなど)。 | □　はい  　□　いいえ | リサイクルに配慮した設計であることが確認できる図面や設計書などの説明文書 | 申込者 |
| 4-1-3.  (3) | 製品の包装または梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ、および廃棄時の環境負荷低減に配慮されている。  包装材の材質：【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】  包装方法：【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 | □　はい  　□　いいえ |  |  |
| 包装または梱包に使用されるプラスチック材に、ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していない。 | □　はい  □　いいえ |  |  |
| 4-1-3. (4) | 製品に抗菌加工をする場合は、(一社)抗菌製品技術協議会のSIAAマーク、(一社)日本建材・住宅設備産業協会の抗菌性能基準使用登録制度などに登録している。 | □　はい  □　いいえ  □　抗菌加工なし | 登録していることの証明書の写し | 第三者登録機関など |
| 4-1-3. (5) | 申込商品の最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守している。または、過去に生じた違反は適正な改善をはかり再発防止を講じて順守している。 | □　はい  　□　いいえ | 記入表1  ※違反のあった場合は、指導文書、管理体制等の証明書も添付 | 最終製造工場長 |
| 4-1-4. (6) | 下記の情報をわかりやすく提供している。 |  | ユーザーへの情報を記載した取扱説明書、カタログ、ホームページなどの該当部分の写し | 申込者 |
| a) 取り付け可能な水栓の種類および取り付け方法 | □　はい  　□　いいえ |
| b) 節水効果の現れる条件がある場合は、その設置条件などの情報(定流量弁または定流量弁内蔵水栓にあっては、設置箇所以降で分岐を行わず、分岐の後に取り付けることの注意事項を含む) | □　はい  □　いいえ  □　条件なし |
| 4-2. (7) | 製品の品質について、該当するJIS規格、またはこれに準じた品質規格などに適合している。 | □　はい  　□　いいえ | JISなどの認証を受けていることの証明書または品質試験結果など | 第三者試験機関または申込者 |
| 給水装置は、水道法施行令第5条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合している。 | □　はい  　□　いいえ  　□　給水装置なし | JWWA((公社)日本水道協会)などの認証を受けていることの証明書または品質試験結果など | 第三者試験機関または申込者 |

記入表1-158（公財）日本環境協会 エコマーク事務局 御中

環境法規等順守証明書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日： |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| (会社名)  (工場名) 　(社印又は  (責任者名)役職名　　　　　　氏名 印 責任者印) | | | | | | |
| 工場住所： | | | | | | |
| TEL　　： | | | | | | |

\* 責任者名は最終製品を製造する工場長（もしくは相当する工場の責任者）

\* 本証明書の発行日は、エコマークへの申込日より直近3ヶ月以内有効

下記の事項に適合していることを証明します。

記

１．申込商品の製造にあたり、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、以下の関連する環境法規および公害防止協定など（以下「環境法規等」という）を順守していることを証明します。

（以下の該当する□をチェック、記入の上、ご提出下さい。　**別紙一覧提出可**）

|  |  |
| --- | --- |
| 工場に関連する環境法規等の名称 | 備考 |
| □ 大気汚染防止法 |  |
| □ 水質汚濁防止法 |  |
| □ 騒音規制法 |  |
| □ 振動規制法 |  |
| □ 悪臭防止法 |  |
| □ その他： |  |

※ “その他”には工場が該当する法律名、立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること（例：○○県○○環境保全条例、○○市公害防止協定）

２．本証明書の発行日より以前の環境法規等の順守状況は以下の通りであることを証明します。

　　　（該当する□をチェックし、ご提出下さい。また、**違反とは、行政処分、または行政指導などを指します**。）

　　□　過去5年間、関連する環境法規等の違反はありません。

□　創業（　　　　年）以来、関連する環境法規等の違反はありません。

　　□　過去5年間に関連する環境法規等に違反があり、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守しています。

※行政処分、または行政指導などの違反があった場合には、以下a.b.の書類の提出が必要です。

|  |
| --- |
| a.違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの) |
| b.環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)  1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧  2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)  3)記録文書の保管について定めたもの  4)再発防止策(今後の予防策)  5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果) |

　　□　過去に環境法規等に違反があり、まだ改善等がはかられていません。

　　　　以上

記入表0-158　本書式は他社開発製品またはOEM供給を受ける場合に限り提出が必要です。

　（公財）日本環境協会　エコマーク事務局　御中

申込承諾書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日 | | 年 |  | | 月 |  | 日 |
| （発行者：会社名） | | | 印（社印を捺印） | | | |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊発行者は、申込承諾者

当社（エコマーク認定）ブランド名（　　　　　）（認定番号（　　　　　））を、（申込企業）がブランド名（　　　　　）として、エコマーク商品認定・使用申込を行うことを承諾します。